



新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、ご照会が増加しておりますので、改めて当社「ブライダル総合保険」における取扱いにつきまして、ご案内申し上げます。

当社「ブライダル総合保険」における新型コロナウイルス感染症の取扱いにつきましては、2021年2月4日のお知らせのとおりです。

一方、待期間の短縮や自主療養制度がスタートするなど、新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境は日々変化しております。

上記、お知らせのとおり、当社「ブライダル総合保険」においては「新型コロナウイルス感染症に罹患」あるいは「濃厚接触者該当」を直接の原因として結婚式を中止された場合には、結婚式中止費用保険金のお支払い対象としております。お支払いに際しては、お客様から「公的資料、または、これに準ずる客観資料」をご提出いただいたうえ、お支払い事由に該当することを確認させていただいております。今後とも、速やかな確認資料のご提出にご協力をお願い申し上げます。

なお、保険金支払いに必要な資料のご提出をいただけない場合は、保険金をお支払いできなくなる場合がございますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上

●本件に関するお問い合わせ先

ダブルエー少額短期保険株式会社 カスタマーセンター

0120-778-488（通話料無料） 受付時間 平日9:00～18:00（土日祝日・年末年始を除く）

HP：<https://www.aa-ssi.co.jp/>